……

大和ご優待ポイントサービス会員規約（外商お得意様専用）

……

第１条（カード名称・会員）

1.ダイワプライマリーカード（以下「カード」といいます。）は、株式会社大和（以下「大和」といいます。）と株式会社ジャックス（以下「ジャックス」といいます。）が提携してジャックスが発行するクレジット機能付きカードのことをいいます。

2.会員とはジャックスが別途定めるジャックスカード会員規約（以下「クレジット会員規約」といいます。）及び本規約を承諾のうえ、カード会員の申込みをされ、ジャックスが入会を認めた方をいいます。

3.ジャックスはカード会員１名につき、1 枚のカードを発行し貸与するものとし、必要に応じて家族カードも発行貸与するものとします。カードのご利用は本規約及びクレジット会員規約に従うものとします。

4.カードの所有権は、ジャックスに属すものとします。

5.会員は、カード署名欄に自署のうえ、善良なる管理者の注意をもってカードの使用・保管をするものとします。

6.カードはそのカードの名義人である会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等には使用できません。

7.大和及びジャックスは、会員が本規約並びにクレジット会員規約に違反した場合何らの通知を行うことなく、ジャックスが会員資格を喪失させ、カードの返還を求めることができるものとします。

8.会員はジャックス所定の手続きを行うことによって退会することができるものとします。

第２条（大和ご優待ポイントの内容）

1.会員は、大和各店、大和ご優待ポイントを付与する大和企業グループ（※1）及び大和ご優待ポイント提携企業（※2）（以下(※1)(※2)を総称して「ポイント提携企業等」といいます。）でのご利用、お買上げに応じて大和ご優待ポイント（以下「大和ポイント」といいます。）を受けることができます（一部大和ポイントが受けられない商品等があります。）。尚、ポイント提携企業等については別紙ポイント提携企業等一覧もしくは大和ホームページ（https://www/daiwa-dp.co.jp/）にてご確認ください。

(1)大和各店でお買上げ時にカードをご提示いただいた場合、現金またはクレジットでのお買上金額に応じて大和ポイントを付与します。

(2)大和企業グループでのカードによるクレジットお買上げに対して、大和ポイントを付与します。（現金でのお買上げは大和ポイント対象から除外します。）

(3)ポイント提携企業等でのカードによるクレジットお買上げに対して、大和ポイントを付与します。（現金でのお買上げは大和ポイント対象から除外します。）

(4)大和ポイントは、付与された次回のお買物より１ポイント単位でレジにてご利用いただけます。

(5)大和ポイントの累計状況は大和各店でのお買上げ時にお渡しするレシートもしくは各店カスタマーズサロンにて確認いただけます。

2.大和ポイントの積立有効期間は、会員の誕生月の１日から２年間とします。但し、新規カード入会日から最初の誕生月の前月末日までに積み立てた大和ポイントは、翌年度へ自動的に繰り越しされます。

またポイントのご利用有効期間も積立有効期間と同じ２年間とし、前年お買上金額の対象期間に積立したポイントは１年で失効します。

3.大和ポイントは、ご利用有効期間の満了日、あるいは何らかの理由により会員資格を喪失した場合、もしくは退会した場合によってそれまでの積立ポイントは失効になります。

4.大和ポイントは、カード提示による年間のお買上金額に応じて、翌年のポイント率が変動します。ポイント率については大和各店カスタマーズサロンまたは店内に設置しております「ダイワプライマリーカード入会のご案内」にてご確認ください。

【ポイント除外品】
(1)商品券、ギフト券、プレイガイドチケット、切手、印紙、葉書等金券類、地金類及び送料、修理代金、箱代、家電リサイクル料、株主様ご優待カードによるお支払い
(2)一部指定品
(3)次の券種によるお支払い
友の会カード、友の会買物券、ギフト券、各種優待券
※(1)はご利用実績額に反映されません。(修理代は除く)
(2)(3)はご利用実績額に反映されます。
5.年間お買上げ金額の対象期間は、会員の誕生月 1 日から 1 年間のお買上げ分となります。但し、新規カード入会日から最初の誕生月の前月末日までの 20 万円未満のお買上げ実績は、自動的に翌年度のお買上げ実績に組み入れられます。また上記期間に 20 万円以上のお買上げ実績があった場合は、お買上げ実績に応じて 1 年目の誕生月からポイント率がアップされます。(ポイント率がアップされた場合は、それまでのお買上げ実績は初期値に戻り清算されます。)但し、ポイント率のアップはカード会員に限ります。
6.会員はお買上げ商品を返品する場合、レシートとともにカードを提示するものとします。その場合、既に付与された積立ポイントから返品商品相当のポイントを減じます。
7.会員は、ポイント提携企業等でのカード利用に関する大和ポイントの付与を拒否することができます。その場合、あらかじめカード会員申込書上にて拒否サインを記入するか、もしくは大和各店内のクレジットカウンターに申出る方法により届け出るものとします。届け出がなされた場合は、大和及びジャックスは速やかにポイント付与を停止するものとします。
8.大和及びジャックスは、大和ポイントサービス内容について、会員にあらかじめ通知することなく変更・中止・終了することができます。この場合、会員に既に付与した積立ポイントの失効を伴う場合があります。
9.大和ポイントサービスは、大和により運営・管理されています。
第 3 条(カード盗難・紛失等)
1.盗難・紛失その他の事由により、第三者にそれまで積み立てた大和ポイントを不正に利用される等の損害が会員に生じた場合であっても、大和は一切の責を負わないものとします。
2.盗難・紛失その他の事由によるカードのクレジットに係わる不正利用等に関しては、クレジット会員規約に準ずるものとします。
3.ポイントの発行は原則当日限りとし、会員側にカード管理の責がある場合はポイントの保証を行わないものとします。
第 4 条(カードの再発行)
カードの再発行は、クレジット会員規約に従い手続きをします。旧カードのお買上げポイントは再発行後に新カードに引き継ぐものとします。
第 5 条(個人情報の保有・利用・中止・開示・削除・訂正)
1.会員は、大和が大和ポイントサービスの運営・管理のために、別紙「ポイントサービスに係わる個人情報取扱同意条項」第 1 項(1)乃至(5)に掲げる個人情報をジャックスより提供を受け、大和がこれを利用することに同意します。
2.会員は、大和が、別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」の別表記載の事業のために、同第 1 条第 1 項(1)(2)に掲げる個人情報をジャックスより提供を受け、大和がこれを利用することに同意します。
3.会員は、大和が、別記 1 に定める大和企業グループ(以下「大和企業グループ加盟店」といいます。)における宣伝物・印刷物の送付等による営業活動、マーケティング活動、商品開発の目的のために、前項に定める個人情報の提供を受け、大和及び大和企業グループ加盟店がこれを共同利用することに同意します。
4.会員は、前 2 項の同意の範囲内で大和が当該情報を利用している場合であっても、大和に対してその中止を申

出ることができます。但し、その場合であっても、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等及びジャックスが送付する案内物は除外されます。また、中止の申出があっても、それまでの保有ポイントは継続して保有されると共に以後のポイント付与も従来通り行われるものとします。
5.会員は、大和に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、大和は速やかに訂正または削除に応じます。
6.中止・開示・削除・訂正の申出は別記 2 記載の大和各店クレジットカウンターが受付窓口になりますのでご連絡ください。
第 6 条（個人情報の管理・保護）
1.大和及び大和企業グループ加盟店は、個人情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護に十分な注意を払うとともに、前条の目的以外には使用しないものとします。
2.会員は業務委託に関し、以下各項目について同意します。
(1)大和及び大和企業グループ加盟店が個人情報提供に関する契約を締結した委託先に対して、次の業務を委託すること。
a.宣伝印刷物等の送付物等の営業案内業務を委託すること。
b.カードの情報処理等の業務を委託すること。
(2)大和及び大和企業グループ加盟店が、前号の業務を行うために必要な範囲内で、属性情報を委託先に預託すること。
第 7 条（規定の改定）
大和及びジャックスは、あらかじめ会員に通知することなく追加、削除、変更ないし廃止することができるものとします。但し、本規約第 5 条、第 6 条に係わる事項に何らかの変更が生じた場合は、その都度会員に通知するものとします。
《別記 1》大和企業グループ
株式会社金沢ニューグランドホテル
石川県金沢市南町 4-1　076-233-1311
株式会社大和カーネーションサークル
石川県金沢市香林坊 1-1-1　076-220-1982
《別記 2》大和各店クレジットカウンター一覧
香林坊店　金沢市香林坊 1-1-1　076-220-1335
富山店　　富山市総曲輪三丁目 8-6　076-407-6974